

令和2年5月1日

保育所（園）保護者 各位

総社市教育委員会
教育長 山中 榮輔
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策「緊急事態宣言」に伴う
保育所（園）の対応について

平素より、総社市の保育行政に多大なご協力とご支援を賜り、感謝申し上げます。

保育所（園）に関しては原則保育の受け入れの措置でありましたが、新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が全国に拡大され、今日現在感染症の収束の目途が立たないため、登園の自粛のご協力依頼を延長させていただきますのでご理解ご協力ください。

なお、今後の状況により対応を見直す場合があります。

記

1. 期間 令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）まで
2. 家庭で保育が可能な場合は登園自粛（家庭保育）をお願いします。
 - ・産前産後休暇・育児休業中の場合、祖父母等家族の協力が得られる場合等※やむを得ず保育の必要がある場合は、各在籍園にご相談ください。
3. 保育の利用を希望する場合
 - ・医療、介護、保育等の職に従事している場合や、勤務先が事業を継続するために仕事を休むことができない場合は、各在籍園に申し出てください。
4. 保育料に関しては、登園自粛協力の依頼中においては出席日数に応じて減免といたします。
5. 登園が不可能な場合
 - ・発熱（37.5℃以上）や咳などの風邪症状や体調不良が見られるとき
 - ・同居家族に発熱等の症状があるとき
 - ・園児・同居家族が感染者の濃厚接触者に指定され（症状が出ていない場合も含む）感染者と最後に接触した日から起算して2週間経過していないとき
 - ・園児・同居家族が感染の疑いの為、自宅待機等を命ぜられているとき

濃厚接触者とは…感染者と同居している者

感染者と長時間の接触（車内等を含む）があった者

感染対策なしで感染者と2m以内で対面で会話をした者

※家庭での感染予防について

- 睡眠・運動・食事に十分気を付け、健康に留意してください。
- 健康観察を十分行ってください
 - ・検温を小まめに行ってください。（登園する場合は家庭で毎朝測り、園に報告してください）
 - ・風邪症状や呼吸の状態を注意深く観察してください。
- 手洗い・うがい・咳エチケット・換気を行ってください。
- 不要不急の外出は控えてください。やむを得ず外出する場合は3密（密閉・密接・密集）の場や感染が拡大している地域は避けてください。

※園児・家族等の感染や感染が疑われた場合は、園に早急に連絡してください。

※今後、新型コロナウイルス感染症が拡大した場合は、保育所（園）の臨時休園を行うことがあります。

状況の変化に応じて対応に変更や追加がある場合は、市のホームページ等で発信しますので、確認してください。

お問い合わせ先：総社市教育委員会 こども夢づくり課

TEL (0866) 92-8265